

令和3年11月29日（月）午後3時00分～

大阪市従業員労働組合 会議室

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との小委員会交渉
議事録

（環境施設組合1）

それでは、9月30日に申し入れを受けました「2021年度年末手当に関する要求」について回答する。

当環境施設組合の勤務労働条件については、これまでから申し上げているとおり、大阪市に準拠した給与水準としていることから、令和3年度の給与改定についても、大阪市に準じた対応を考えているところである。

大阪市については、市人事委員会の勧告どおり、月例給について職員給与と民間給与がほぼ均衡しているとして、月例給は改定を行わないとしており、当環境施設組合としても大阪市に準拠し、給料表については、改定を行わないこととする。

続いて、期末勤勉手当についてですが、大阪市については、市人事委員会の勧告どおり、再任用職員以外の職員については年間で0.15月を引き下げて4.3月に改定し、本年度については12月期の期末手当を0.15月引き下げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当を0.075月ずつ均等に引き下げることにしており、当環境施設組合としても大阪市に準拠し、再任用職員以外の職員については、年間で0.15月を引き下げて4.3月に改定し、本年度については12月期の期末手当を0.15月引き下げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当を0.075月ずつ均等に引き下げることにする。

再任用職員については、大阪市に準拠し、年間で0.1月引き下げて2.25月に改定し、本年度については、12月期の期末手当を0.1月引き下げ、令和4年度以降は、6月期及び12月期の期末手当を0.05月ずつ均等に引き下げることにする。

期末勤勉手当の詳細については、再任用職員以外の職員は、期末手当を1.125月とする。勤勉手当については原資を0.95月としたうえで、昨年度の人事考課における相対評価区分に応じ、第1から第3区分の者には0.95月プラス割増支給、第4区分の者には0.938月、第5区分のうちAの者には0.925月、Bの者には0.888月、Cの者には

0.850月を支給することとする。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分し、扶養手当にかかる原資は第1から第3区分の者に6対4対1の割合で配分することとする。

なお、人事評価基準日である3月31日の級と勤勉手当基準日である12月1日の級が異なる者については、懲戒処分等があった場合を除き、第3区分の月数とする。

次に、再任用職員は、期末手当は0.625月とする。勤勉手当は原資を0.45月としたうえで、昨年度の人事評価区分に応じ、第1・第2区分の者には0.45月プラス割増支給、第3区分の者には0.45月、第4区分の者には0.437月、第5区分のうちAの者には0.431月、Bの者には0.423月、Cの者には0.415月を支給することとする。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数の差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分することとする。

支給日については12月10日、金曜日とする。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただきます。なお、その他の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応していくので、よろしく願います。

(組合1)

ただ今「2021年賃金改定要求」及び年末一時金に関する要求のうち、給与改定及び年末一時金に関する回答が環境施設組合から示されたところである。

まず、月例給については、大阪市の人事委員会勧告を踏まえ、較差が極めて小さいことから改定は行わず、また、期末・勤勉手当については、年間4.30月として本年度の12月期より0.15月引き下げることが示された。また、引き下げ分については、期末手当で調整することも明らかにされた。

市従はこの間、9月30日に開催した環境施設組合との第1回団体交渉の申し入れ以降、事務折衝において協議を行ってきた。本日、環境施設組合から示された内容に関しては、大阪市と市労連の決着内容を踏まえたものと認識するところである。

その上で、申し上げるが、今なお、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が進んでいるとはいえ、治療法が確立されたわけではなく予断は許せない状況にある。このような厳しい中にあっても環境施設組合で働く市従組合員は、家庭から排出される廃棄物を処理するという極めて感染するリスクを背負いつつも、社会生活を維持するためのエッセンシャル・ワーカーとして懸命に職務に邁進してきたところである。本日、環境施設組合より示された回答内容は、大阪市の支給状況に準じているとはいえ、これまでの組合員の努力を踏まえたものとは言い難いと言わざるを得ない。さらに、今回の引き下げを大阪市と同様、期末手当での調整としており、生活を補給するという性格を有する、期末手当を改定すべきではないと認識するところであり、それらに対する環境施設組合の認識を示されたい。

(環境施設組合2)

ただ今、書記長よりご指摘を受けたところについて、当環境施設組合の考えをお示しする。

環境施設組合のごみ処理処分事業は、市民生活と密接に関係する業務として快適な生活環境を維持するうえで市民生活に欠かすことのできない重要な業務であり、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに向き合いながらも、懸命に業務に従事していただいている職員の方々の不断の努力によって支えられているものと認識している。

とはいえ、当環境施設組合の経費については、構成市からの分担金等で事業運営していることから、期末手当での調整について独自性や主体性を発揮することは困難であり、職員の勤務労働条件を大阪市に準拠している当環境施設組合としましては、大阪市と同様に期末手当にて引き下げを実施すべきものと判断したので、ご理解賜りたい。

いずれにしましても、賃金改定要求については、給与改定に関する項目以外にも、勤務労働条件にかかわる事項について多岐にわたって要求をいただいている。引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応していくので、よろしく願います。

(組合 2)

ただ今、課長より、市従の指摘に対する考え方が示されてきたところである。繰り返しになるが、大阪市に準拠しているとはいえ、市民生活に欠かすことのできない業務を担っていることから、一時金を引き下げることなく、懸命に働く組合員の「働きがい、やりがい」に繋がるよう賃金をはじめ勤務労働条件については、環境施設組合として自立性を発揮した対応を行うよう求めておく。

次に、一時金とは異なる課題となるが、組合員の勤務労働条件とも密接にかかわる職員の採用についてである。

職員の採用に関しては、11月に行った2021自治労現業統一闘争に関わる回答の団体交渉の中で2023年度の採用に向け大阪市と調整する旨の考え方が示されてきた。環境施設組合が運営を行っている焼却工場においては、古くから最先端の設備や高度な技術を基に操業が行われてきており、現在においては、環境負荷の低減を目的として、サーマルリサイクルによる焼却処理事業が行われている。今後、環境施設組合においては、構成市の拡大が予測され、ごみ焼却量の増加に対応するためにもゆとりと柔軟性を持った焼却処理体制の確保が重要であり、そのことが安定した焼却処理体制につながるものと認識している。さらに、災害時においても迅速に対応するだけでなく市民生活に支障を来すことのない安定した処理体制を構築することはもとより、技能職員が長年にわたり培ってきた技術・技能・知識や経験を継承していくためにも、採用凍結の解除を行い継続した採用を行うべきと考える。改めて、今後の環境施設組合に働く組合員の勤務労働条件についての認識を示されたい。

(環境施設組合 3)

ただ今、書記長から指摘を受けたところである。

職員の採用についてですが、去る 11 月 17 日の団体交渉において申したとおり、当施設組合では、職員が高齢化し、市民サービスの充実、組織の活性化、職員の士気向上、大規模災害時に市民の安心安全を確保するために果たすべき危機監理などの課題解決に向け、将来的に安定した業務執行体制の構築と技術や技能を継承するため、職員の採用を令和 5 年度の実施を目途に、大阪市と調整していく。

また、職員の高齢化などの課題があることは認識しており、市民サービスの低下をきたすことのないよう、大阪市と連携を図りながら持続可能で安定した焼却・処理体制の構築を検討し、業務執行体制を構築するにあたっては、業務量・業務内容に見合った適切な要員配置を、環境施設組合が主体的に検討を行い判断すべきものと考えている。

繰り返しになるが、職員の勤務労働条件については、引き続き、誠意をもって、交渉を行っていきたいと考えているのでよろしく願います。

(組合 3)

ただ今、課長より、今後の環境施設組合に働く組合員の勤務労働条件について、考え方が示されてきたところである。市従として、勤務労働条件の改善については、組合員の「働きがい、やりがい」に繋がるものと認識するものであり、安定した焼却・処理体制の構築に向け速やかに、技能職員の継続した採用を行うよう求めておく。

市従が申し入れた 2021 年賃金改定に関わる要求項目については、組合員の勤務労働条件に関わる極めて重要な事項であることから、引き続き、環境施設組合として誠意ある交渉・協議を行うことを改めて求めておく。

そのうえで、本日晒された回答については、満足のいくものとは言い難いが、引き続き、残された課題の解決に向けて、環境施設組合としての誠意ある対応を求め市従として大綱的に判断し、本日の交渉を終えることとする。